

茅ヶ崎市下水道管路施設等官民連携業務委託

基本契約書（案）

令和 8 年 10 月

茅ヶ崎市 下水道河川部

*本基本契約書（案）は、優先交渉権者の構成にあわせ必要な文言調整を行います。

目 次

第1条	(目的)	1
第2条	(定義)	1
第3条	(市及び受託者の義務)	1
第4条	(SPCの設立)	1
第5条	(JVの組成)	2
第6条	(事業契約の締結)	2
第7条	(違約金)	2
第8条	(準備行為)	2
第9条	(事業契約不調の場合の処理)	3
第10条	(本事業終了時の知的財産権対象技術)	3
第11条	(責任者及び技術者の配置等)	3
第12条	(許認可)	3
第13条	(損害賠償)	3
第14条	(本契約上の権利義務の譲渡の禁止)	3
第15条	(秘密保持)	3
第16条	(個人情報の保護)	3
第17条	(本契約の変更)	3
第18条	(本契約の有効期間)	4
第19条	(管轄裁判所)	4
第20条	(準拠法及び解釈)	4
第21条	(その他)	4

別紙1 定義

別紙2 SPCの資本金及び株主構成報告書

茅ヶ崎市下水道管路施設等官民連携業務委託（以下「本事業」という。）に関して、発注者である茅ヶ崎市（以下「市」という。）は、株式会社●、株式会社●及び株式会社●（株式会社●を代表企業とし、代表企業以外の企業を、以下「構成企業」という。また、代表企業及び構成企業を個別に又は総称して、以下「受託者」という。）と、本事業に関する基本的な事項について合意し、次のとおりこの基本契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本契約は、本事業に関して市が実施した公募型プロポーザルにおいて、受託者が本事業の実施を担う者として決定されたことを確認し、事業契約（別紙1で定義する。）の締結及びその他本事業の円滑な実施に必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 本契約における用語の定義は、本契約に定義される場合及び文脈上別意に解するべき場合を除き、募集要項等の定めに従う。

（市及び受託者の義務）

第3条 市及び受託者は、事業契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応する。

- 2 受託者は、募集要項等に記載の条件を十分に理解し、これに同意したこと及び当該条件を遵守の上、市に対し技術提案書の提出を行ったことを確認し、技術提案書に記載の内容を誠実に履行するものとする。
- 3 受託者は、事業契約締結のための協議に当たっては、本事業の優先交渉権選定に係る市の要望事項を尊重する。

（SPCの設立）【※本条は、事業契約の締結時点で株式会社のSPCを設立する前提で記載しているため、SPCを設立しない場合は本条を削除する等、本契約を全体的に調整します。】

第4条 本株主は、事業契約締結までに、募集要項等及び次の各号に定めるところに従い、会社法（平成17年法律第86号）の規定に基づきSPCを設立し、別段の定めがある場合を除き、これらをSPCの設立時から事業契約が終了する日までを通じて維持するものとする。

- (1) SPCは、会社法に定める株式会社とする。
 - (2) SPCの定款の目的は、本事業の遂行に限定される。
 - (3) SPCは、その定款において、その発行する全部の株式の内容として、会社法第107条第2項第1号イに定める事項を定めなければならない。
 - (4) SPCは、その定款において、以下の事項を定めてはならない。
 - ① 会社法第107条第2項第1号ロに定める事項
 - ② 会社法第140条第5項ただし書に定める別段の定め
 - ③ 会社法第108条第2項各号に定める種類株式の発行に関する事項
 - ④ 会社法第109条第2項に定める株主ごとに異なる取扱いを行う旨
 - ⑤ 会社法第204条第2項ただし書に定める別段の定め
 - ⑥ 会社法第243条第2項ただし書に定める別段の定め
 - (5) SPCは、会社法第326条第2項に規定する定款の定めとして、取締役会及び監査役を設置する旨の定めをおかななければならない。
 - (6) SPCの資本金及び株主の構成は別紙2記載のとおり（ただし、資本金の額を増加させる場合を除く。）としなければならない。
 - (7) SPCの本店所在地は茅ヶ崎市内とする。
- 2 本株主は、事業契約の期間中、市の書面による事前の承諾なくして、普通株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。また、本株主は、事業契約の期間中、市の書面による事前の承諾なく、SPCの株式の発行、新株予約権の発行及び行使、SPC株式又は新株予約権の譲渡その他の行為により、SPCの株式保有割合（潜在的な株式に係る保有割合を含む。）を変更することはできない。
- 3 本株主は、SPCの設立後速やかに、SPCが設立された旨、SPC設立時の代表取締役、取締役、監査役及び会計監査人（以下、本条において「役員等」という。）並びに本株主の保有するSPCの株式数を、SPCの登記事項証明書、定款（原本証明付写し）及び株主名簿（原本証明付写し）を添えて市に報告しなければならない。SPCの設立後に、役員等の改選（再任を含む。）、定款の変更及び株主名簿の記載内容の変更があった場合も同様とする。
- 4 本株主は、SPCの設立後遅滞なく、本契約に基づく地位をSPCに承継する。

(JVの組成) 【※本条は、事業契約の締結時点で株式会社のSPCを設立する前提で記載しているため、SPCを設立しない場合は本条を削除する等、本契約を全体的に調整します。】

第5条 受託者は、前条に定めるSPCの設立後、市と工事請負契約を締結する受託者とSPCとの間で、次条の事業契約締結前までにJVを組成の上、市が合理的に満足する内容及び様式の共同企業協定書を提出しなければならない。

(事業契約の締結)

第6条 市及び受託者(受託者がSPCを設立する場合は、受託者はSPCをして締結させることを含む。)は、各事業契約を次の各号に定める日に締結する。

- (1) 維持管理委託契約 令和●年●月●日
- (2) コンサルタント委託契約 令和●年●月●日
- (3) 工事請負契約 令和●年●月●日

2 前項の規定にかかわらず、受託者又はSPCが本事業に関して次の各号のいずれかに該当したときは、これを理由に市は、本契約若しくは事業契約を解除し、又は事業契約を締結しないことができ、このために受託者又はSPCに損害が生じて、市はその賠償の責めを負わない。

- (1) 受託者が個人である場合には、その者その他経営に実質的に関与している者が、茅ヶ崎市暴力団排除条例(平成23年茅ヶ崎市条例第5号)第2条第3号に定める暴力団員又は同条第4号に定める暴力団員等(以下この条及び次条において「暴力団員等」という。)と認められるとき、又は受託者若しくはSPCが法人等(法人又は団体をいう。)である場合には、同条第5号に定める暴力団経営支配法人等と認められるとき。
- (2) 受託者又はSPCが、神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号。以下、この条において、「県条例」という。)第23条第1項に違反したと認められるとき。
- (3) 受託者又はSPCが、県条例第23条第2項に違反したと認められるとき。
- (4) 受託者等(受託者が個人である場合にはその者を、受託者又はSPCが法人等である場合には役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。)、支店又は営業所(業務を遂行する主たる事務所をいう。)の代表者をいう。)が、暴力団員等と密接な関係を有していると認められるとき。
- (5) 受託者又はSPCが、下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が第1号から第4号のいずれかに該当することを知らず、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (6) 受託者又はSPCが、第1号から第4号のいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(第5号に該当する場合を除く。)に、市が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。
- (7) 本契約に関して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令(排除措置命令がなされなかった場合にあっては、同法第62条第1項に規定する納付命令)が確定したとき。
- (8) 本契約に関して刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条(第89条第1項に規定する違反行為をした場合に限る。)の規定による刑が確定したとき(受託者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人について刑が確定したときを含む。))。
- (9) 事業契約の締結までに、受託者のいずれかが、募集要項等において提示された参加資格要件の一部又は全部を喪失したとき。

(違約金)

第7条 受託者及びSPCは、本契約締結後において、本事業の募集手続に関し、前条第2項第1号から第9号のいずれかに該当することとなった場合は、市が契約を解除するかどうかにかかわらず違約金として本事業の提案金額を合算した額の10分の1に相当する額を市の指定する期間内に支払わなければならない。

2 前項の場合において、受託者及びSPCは、連帯して前項の規定による違約金の支払義務を負担する。

3 前2項に定める違約金は違約罰であって、第13条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(準備行為)

第8条 受託者は、事業契約締結前であっても、自己の費用負担と責任において、募集要項等に記載された条件を遵守するために必要な準備行為を行うことができ、市は、必要かつ可能な範囲で、受託者に協力す

る。

- 2 受託者は、前項の準備行為について市からの要請がある場合は、市と適宜、協議を行い、市の指示に基づいてこれを実施する。

（事業契約不調の場合の処理）

第9条 市と受託者（受託者がSPCを設立する場合はSPCをして締結させることを含む。）との間で事業契約が締結に至らなかった場合、市及び受託者が本事業の準備に関して既に支出した費用は各自の負担とし、相互に債権債務関係の生じないことを、市及び受託者は確認する。

（本事業終了時の知的財産権対象技術）

第10条 受託者は、自らが保有する著作権、特許権、実用新案権、意匠権、営業秘密の権利、商標権その他一切の知的財産権の対象となっている技術等が本事業に導入された場合であって、当該導入技術等のうち市が指定したものについては、市及び市が指定する者に対し、事業契約終了後における本事業の施設の運営のための当該導入技術の利用を無償かつ無期限で許諾し、当該利用許諾に関して市又は市が指定する者から協力を求められた場合には必要な協力を行わなければならない。

（責任者及び技術者の配置等）

第11条 受託者は（受託者がSPCを設立する場合は、受託者はSPCをして配置させることを含む。）、事業契約締結後速やかに、募集要項等に基づき、統括業務責任者、技術管理責任者、主任技術者、監理技術者、業務責任者、管理技術者、調査技術者その他本事業の実施に必要な人員等（必要な有資格者を含む。）を確保し、市に対して、その旨を通知の上、市の確認を受け、当該人員等を配置しなければならない。また、その者を変更したときも同様とする。

（許認可）

第12条 本事業の実施に関し、国及び地方公共団体その他関係機関への届出、許認可等が必要となる場合、受託者は（受託者がSPCを設立する場合は、受託者はSPCをしてこれを行わせることを含む。）、受託者又はSPCの責任と費用負担によりこれを行い、市に報告するものとする。この場合において、市は、受託者又はSPCの請求により必要な協力を行なうものとする。

（損害賠償）

第13条 第9条の規定にかかわらず、受託者又はSPCの責めに帰すべき事由により、第6条第2項の規定に従い事業契約が解除され又は事業契約の締結に至らなかった場合、既に市及び受託者が本事業の準備に関して支出した費用は、全て受託者及びSPCの負担とする。

- 2 前項の場合において、市に損害が生じた場合は、市は受託者及びSPCに対し損害賠償請求をすることができる。

（本契約上の権利義務の譲渡の禁止）

第14条 受託者は、市の事前の書面による承諾なく、本契約上の地位及び本契約に基づく権利義務を第三者に譲渡し若しくは承継させ、又は担保に供することその他一切の処分を行ってはならない。

（秘密保持）

第15条 受託者は（受託者がSPCを設立する場合は、受託者はSPCをして遵守させることを含む。）、本事業の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。本契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（個人情報の保護）

第16条 受託者は（受託者がSPCを設立する場合は、受託者はSPCをして遵守させることを含む。）、本事業に関して知り得た個人情報を他人に漏らし、又は本事業の範囲を超えて使用してはならない。本契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（本契約の変更）

第17条 本契約の変更は、市及び受託者が事前に書面により合意した場合にのみ行うことができるものとする。

(本契約の有効期間)

第18条 本契約の有効期間は、本契約締結の日から本事業の終了日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、事業契約が締結されるに至らなかった場合には、事業契約の締結の不成立が確定した日をもって本契約は終了するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、本契約の有効期間の終了後も、第7条、第13条から第17条、本項、第19条及び第20条までの規定は、本契約有効期間の満了後も効力を有するものとする。【※SPCの設立の有無により、引用条項を修正します。】

(管轄裁判所)

第19条 市及び受託者は、本契約に関して生じた当事者間の紛争について、横浜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄に服することに合意する。

(準拠法及び解釈)

第20条 本契約は日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈される。

2 本契約及び関連書類、書面による通知は日本語で作成される。また、本契約の履行に関して当事者間で用いる言語は日本語とする。

(その他)

第21条 本契約に定めのない事項について定める必要が生じた場合又は本契約の解釈に関して疑義が生じた場合は、市及び受託者が別途協議して定める。

(以下本頁余白)

本契約締結の証として、本書●通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和●年（●●●●年）●月●日

市	所在地	神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
	代表者	茅ヶ崎市
		市長 佐藤 光
		印

受託者	
（代表企業）	
〔住所〕	
〔氏名〕	印

（構成企業）	
〔住所〕	
〔氏名〕	印

（構成企業）	
〔住所〕	
〔氏名〕	印

※全ての構成企業と協定を締結します。

別紙1 定義

- 1 「本事業」とは、茅ヶ崎市下水道管路施設等官民連携業務委託をいう。
- 2 「JV」とは、本事業に関し業務要求水準書及び特記仕様書に定める業務を行うことを目的として、構成企業である●●、●●及び●●により結成される共同企業体をいう。【※本項は、SPCを設立しない場合は削除します。】
- 3 「本株主」とは、受託者のうちSPCの代表出資企業である【●】（以下「SPC代表出資企業」という。）とSPCの出資構成企業である【●】を総称していう。なお、SPCの設立前においては、SPCに出資を予定する企業の総称とする。【※本項は、SPCを設立しない場合は削除します。】
- 4 「SPC」とは、本事業に関し業務要求水準書及び特記仕様書に定める業務の実施のみを目的として本株主により設立される特別目的会社をいう。【※本項は、SPCを設立しない場合は削除します。】
- 5 「基本契約」とは、本契約をいう。
- 6 「事業契約」とは、本事業に関し、市と受託者が別途締結する維持管理委託契約、コンサルタント委託契約及び工事請負契約（これらの年度協定書を含む。また、その後の変更及び修正等を含む。）をいう。
- 7 「募集要項」とは、本事業において市が令和●年●月●日に公表した募集要項（募集要項が追加又は変更された場合は、当該追加又は変更を含む。）をいう。
- 8 「業務要求水準書」とは、本事業における業務要求水準書（業務要求水準書が追加又は変更された場合は、当該追加又は変更を含む。）をいう。
- 9 「特記仕様書」とは、本事業における特記仕様書（特記仕様書が追加又は変更された場合は、当該追加又は変更を含む。）をいう。
- 10 「モニタリング基本計画書」とは、本事業におけるモニタリング基本計画書（モニタリング基本計画書が追加又は変更された場合は、当該追加又は変更を含む。）をいう。
- 11 「優先交渉権者選定基準書」とは、本事業において市が令和●年●月●日に公表した優先交渉権者選定基準書（優先交渉権者選定基準書が追加又は変更された場合は、当該追加又は変更を含む。）をいう。
- 12 「様式集」とは、本事業において市が令和●年●月●日に公表した様式集（様式集が追加又は変更された場合は、当該追加又は変更を含む。）をいう。
- 13 「提案書作成要領」とは、本事業において市が令和●年●月●日に公表した提案書作成要領（提案書作成要領が追加又は変更された場合は、当該追加又は変更を含む。）をいう。
- 14 「用語集」とは、本事業において市が令和●年●月●日に公表した用語集（用語集が追加又は変更された場合は、当該追加又は変更を含む。）をいう。
- 15 「要求水準」とは、本契約、事業契約、募集要項等、技術提案書、その他関係書類に基づき定められている本事業の実施において市及び受託者が充足すべき水準をいう。
- 16 「要求水準の未達」とは、要求水準から逸脱し、その水準に達していないことをいう。
- 17 「技術提案書」とは、本事業に関する受託者の提案が記載された書面の全てをいう。
- 18 「募集要項等」とは、募集要項、業務要求水準書、特記仕様書、モニタリング基本計画書、優先交渉権者選定基準書、様式集、提案書作成要領、用語集及びその他市が公表した書類並びにこれらに関する質問回答書をいう。

別紙2 SPCの資本金及び株主構成報告書

【本別紙は、SPCを設立しない場合は削除します。】

SPCの資本金 金●●円

株主構成

	出資金額（千円）	株式数（出資割合(%)）
SPC代表出資企業	●●（千円）	●株（●%）
[●●●●●]	●●（千円）	●株（●%）
[●●●●●]	●●（千円）	●株（●%）
[●●●●●]	●●（千円）	●株（●%）
[●●●●●]	●●（千円）	●株（●%）
合計	●●（千円）	●株（100%）